

業務管理体制に係る記載要領【記入例2】

◆業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、この様式を用いて区分変更前と区分変更後の行政機関に届け出てください。

《事業所等の展開に応じた届出先行政機関》

届出先区分	届出先
事業所等が二以上の都道府県に所在する事業者	
事業所等が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
上記以外の事業者	主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県

記入方法

○受付番号及び事業者（法人）番号には記入しないでください。

1 「届出の内容」

届出先区分の変更が生じた場合、(2)法第115条の32第4項関係の（区分の変更）に○を付けてください。

2 「事業者」

- ① 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。
- ② 「名称」「住所」「法人の種別」「代表者の職名」「代表者の住所」等は、登記内容と一致させてください。
- ③ 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。

3 「事業所名称等及び所在地」

- ① 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。
- ② 介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。
- ③ みなし事業所とは、病院などが行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所の事です。
- ④ この様式に書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。（既存資料の写し及び両面印刷可）

4 「介護保険法施行規則第 140 条の 40 第 1 項第 2 号から第 4 号に基づく届出事項」

- ① 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。
- ② 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、次の表を参考に該当する全ての番号に○を付けてください。

《事業所等数に応じて整備する業務管理体制》

		事業所等数		
		20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
第 2 号	法令遵守責任者の氏名及び生年月日	○	○	○
第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

- ③ 第 2 号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ④ 第 3 号及び 4 号を届け出る場合は、概要などがわかる資料を添付してください。添付資料については、(参考資料)にご留意ください。
- ⑤ 届出先区分の変更に併せて、指定当事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。

5 「区分変更」

- ① 「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいてもかまいません。（既存資料の写し及び両面印刷可）
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

(参考資料)

●法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規定）について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

●業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。